

利用者様各位

令和3年2月5日
姫路市勤労市民会館

兵庫県における緊急事態宣言発令に伴う会館利用時間変更延長について

新型コロナウイルス拡大による兵庫県の緊急事態宣言延長を受け、下記の通り姫路市勤労市民会館の会館利用時間を一部、変更の延長を致します。つきましては、ご協力・ご理解の程、宜しくお願い致します。

記

1. 実施期間：令和3年1月14日（木）から同年3月7日（日）まで
2. 利用可能時間：17時までとし、夜間利用は休止とする。
3. 夜間・全日区分の新規受付については当面の間、休止する。

中止された場合、既納の使用料については全額還付対応致します。
詳細やお問合せ等は姫路市勤労市民会館（TEL079-298-3331）までお願い致します。

今後共、当館におけるコロナウイルス感染拡大対策にご協力・ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上